

【緊急調査】
通所介護「入浴介助加算(Ⅱ)」の算定について



一般社団法人
日本介護支援専門員協会

【調査概要】

調査期間：令和3年7月20日（火）～令和3年7月30日（金）

対象者：居宅介護支援事業所の介護支援専門員

対象者数：862名

回答者数：613名（609事業所）

回答率：71.1%

調査の趣旨

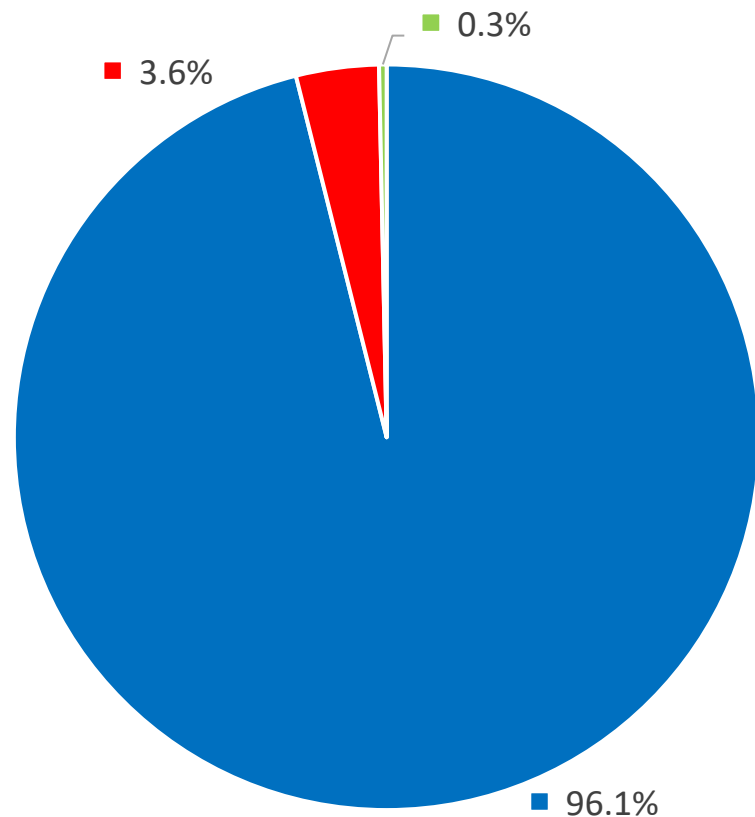
介護報酬改定で新設された通所介護の入浴介助加算(Ⅱ)について、一部のメディアで「ケアマネジャーの理解が得られないため、通所介護で加算算定できず困っている」という記事が掲載され、加算算定が進まない原因として、介護支援専門員の理解不足とされています。そこで、現状を把握するため、モニター調査を行いました。

<設問1>

通所介護「入浴介助加算（Ⅱ）」の算定要件及びQ&Aは事業所内で確認されていますか。

	回答数 (件)	比率
① 確認している。	589	96.1%
② まだ確認していない。	22	3.6%
③ その他	2	0.3%
合計	613	100.0%

回答者のほぼ全員が算定要件については確認をしている。

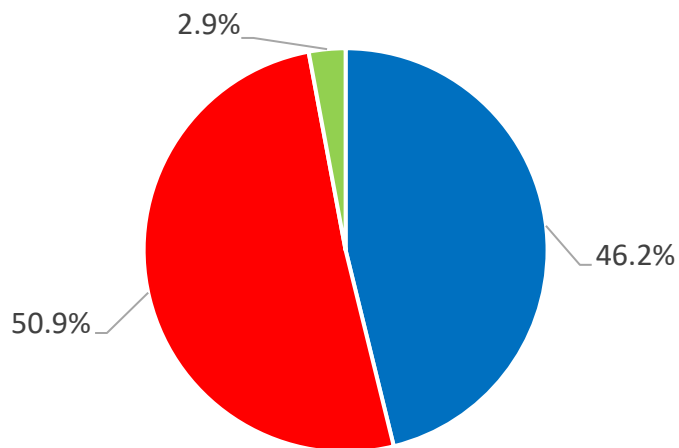


■ ① 確認している。 ■ ② まだ確認していない。 ■ ③ その他

<設問2>

通所介護事業所から「入浴介助加算（Ⅱ）」のケアプラン位置づけを提案されたことがありますか。

	回答数 (件)	比率
①提案され必要性について検討した。	283	46.2%
②提案されたことはない。	312	50.9%
③その他	18	2.9%
合計	613	100.0%



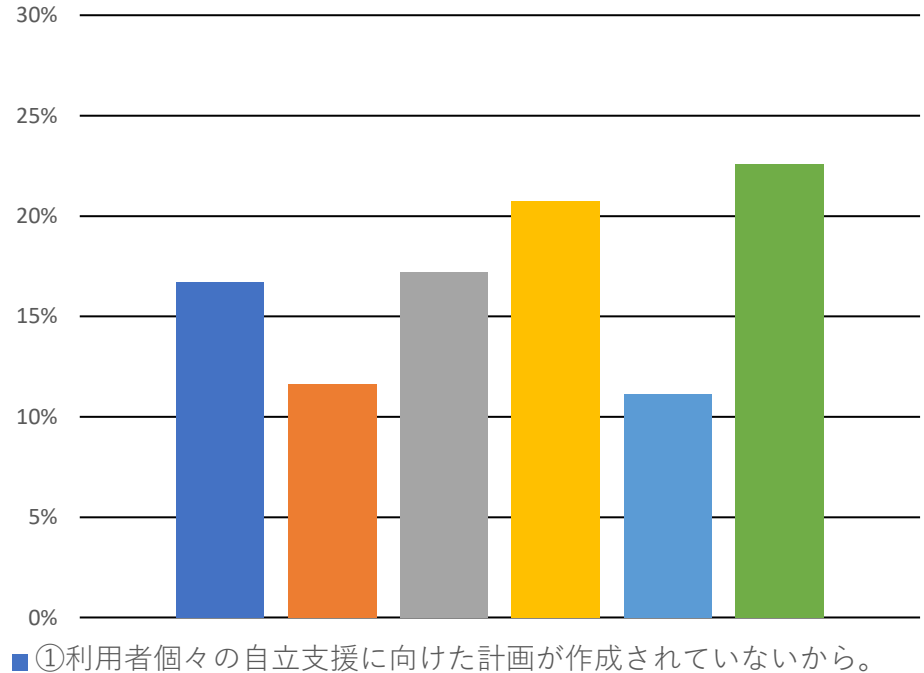
- ① 提案され必要性について検討した。
- ② 提案されたことはない。
- ③ その他

「その他」の回答での記載内容の一部<抜粋>

- 通所事業所からの提案は無かったが、こちらから新規退院時利用の方で、入院中も機械浴対応されていた方が自宅での環境的・支援者不在での入浴困難となっている方に、通所での利用時に出来るように位置づけした。
- 4月に通所介護事業所にこちらから連絡を入れ加算算定について確認した。4月には体制が整っていないとされた事業所が、事業所の都合で利用者に同意を求めるもケアマネジャーには特に相談がないケースもあり、事業者に対して本来はケアマネジャーと連携して進める必要があることを申し入れた。ケアマネジャーの理解不足ではなく、あまりにも事業者の都合で行われているように感じる。
- 事業所から提案されたことはなく、こちらから提案したケースが数件ある。
- 加算算定の説明がなく事業所より算定しますと事後報告。ケアマネから算定要件の確認と算定される利用者さんへの説明と同意をお願いした。

<設問3> 「入浴介助加算Ⅱ」について、通所事業所に対して計画追加をしなかったケースがあれば、その理由は何ですか。（複数回答可）

	回答数 (件)	比率
①利用者個々の自立支援に向けた計画が作成されていないから	99	16.7%
②入浴の自立支援に向けた計画は作成されているが個別性が担保されていないから	69	11.6%
③利用者や家族への加算算定の説明が十分になされていないから	102	17.2%
④利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから	123	20.7%
⑤利用者やその家族が算定に同意していないから	66	11.1%
⑥その他	134	22.6%
合計	593	100.0%



「その他」の回答での記載内容の一部<<抜粋>>

- ・通所事業所のほうからうちは算定しませんと言われるケースが多い。
- ・事業者からの申出があった場合、計画追加をしなかったケースはない。
- ・何も連絡なく提供票の実績欄に変更されFAXでおくられてきたため問い合わせたことと只今検討中だと返答、2カ月後、同じことが起きたため問い合わせたがケアマネの計画書には関係ないと言われた。
- ・該当すると思われるケースについて事業所に尋ねたが、実地指導での返戻を嫌って算定しないというケースが複数あった。
- ・計画追加をしなかったケースはありませんが、算定後にもケアマネジャーに対して「入浴計画」の提示（評価や目標等）が全くありません。そのような状態で居宅サービス計画書には反映できなくなると思います。

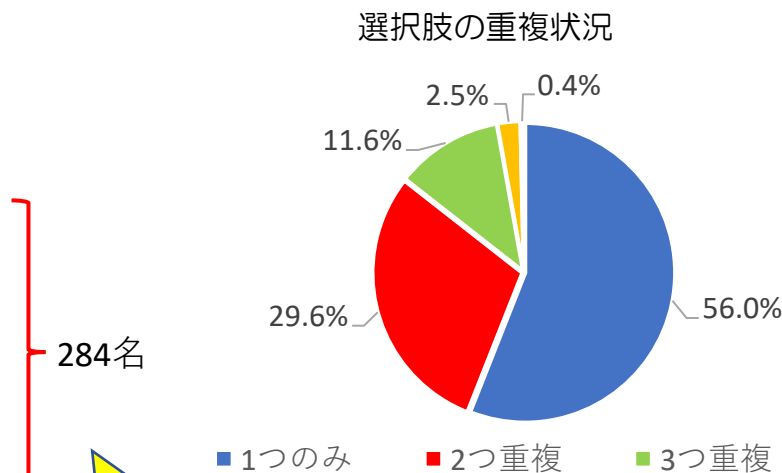
- ①利用者個々の自立支援に向けた計画が作成されていないから。
- ②入浴の自立支援に向けた計画は作成されているが個別性が担保されていないから。
- ③利用者や家族への加算算定の説明が十分になされていないから。
- ④利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから。
- ⑤利用者やその家族が算定に同意していないから。
- ⑥その他

<設問3>において、追加しなかった理由として提示された選択肢の重複している割合

- ①利用者個々の自立支援に向けた計画が作成されていないから
- ②入浴の自立支援に向けた計画は作成されているが個別性が担保されていないから
- ③利用者や家族への加算算定の説明が十分になされていないから
- ④利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから
- ⑤利用者やその家族が算定に同意していないから

上記の選択肢の重複状況（回答者数：613名）

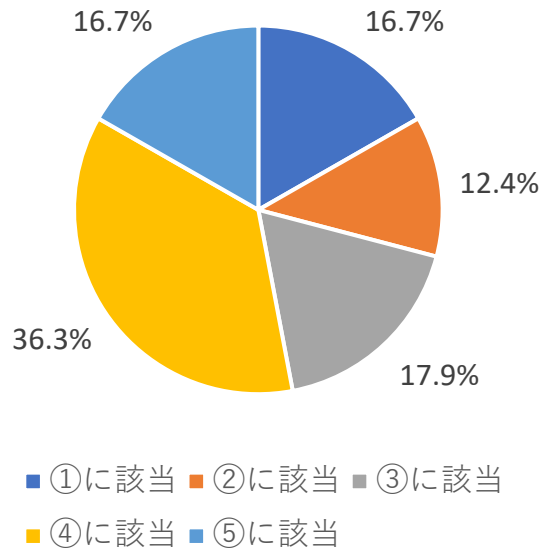
	回答数 (件)	回答者全数 との比率	1 選択肢以上 重複者数の比率
1つの選択肢のみ	159	25.9%	56.0%
2つの選択肢が重複	84	13.7%	29.6%
3つの選択肢が重複	33	5.4%	11.6%
4つの選択肢が重複	7	1.1%	2.5%
5つの選択肢が重複	1	0.2%	0.4%
選択肢に該当なし	329	53.7%	



全体の**46.3%**が
選択肢に該当する
事案を経験している

＜設問2＞の通所事業所から提案され必要性について検討した回答者のうち、＜設問3＞において、追加しなかった理由として提示された選択肢が原因となり計画に位置付ける事がなかった事例があると回答した割合

	回答数 (件)	比率
①利用者個々の自立支援に向けた計画が作成されていないから	42	16.7%
②入浴の自立支援に向けた計画は作成されているが個別性が担保されていないから	31	12.4%
③利用者や家族への加算算定の説明が十分になされていないから	45	17.9%
④利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから	91	36.3%
⑤利用者やその家族が算定に同意していないから	42	16.7%



設問2で「提案され必要性について検討した。」とした回答者は283名
うち設問3の①～⑤の選択肢に該当した経験がある回答者は149名（52.7%）

※特に利用者の状態に関わらず、全利用者の一律に算定しようとしたとする回答が多い。

その他、調査回答に出ている意見の一部《抜粋》

- 通所介護事業所から、「提案」ではなく、「算定しますから・・・」と一方的な提案で、しかも自宅では入浴していない利用者だった。もう少し、ケアマネに、必要性について、相談や確認をしてから提案をしてもらいたい。ケアマネの理解不足というより、通所の事業所の、加算ありきで強引に算定してくるケースも少なくない。
- 通所サービス事業所が明確に説明できない。そもそも浴室が無い、入浴できる環境ではない利用者にも算定可能としている加算要件を利用者・家族が理解することは難しい。
- 要介護5の拘縮も酷く意思疎通もできない、機械浴対応の利用者について算定するとの話があり、算定における根拠の提示を求めたが十分な説明がなされなかった（「他の人も皆算定するから」といった理由に終始し入浴加算Ⅱの説明も相談員が行えなかった）
- 入浴は在宅での生活には欠かせない物となっている為、個別自立についてはしっかりと説明を行ってほしいものです。
- 今回の入浴介助加算Ⅱの考え方はとても納得がいきます。しかし、上記質問の回答の選択肢にも書かれているように、事業者が一律に算定しようとしたり、本来の意味を考えていない場合があるように感じる。単なる加算として算定の有無を考えるのではなく、自立支援・重度化防止の観点からしっかりケアマネジャーと事業者が連携し良い効果が出ることを期待している。

調査結果より

今回の回答者は入浴介助加算（Ⅱ）について、事業所または個人で確認をおこなっている介護支援専門員が96%を超えており、介護支援専門員側も加算の算定要件の把握はほとんど行っているといえる。

今回の調査では事業所から算定の提案があり必要性を検討したという回答者の割合は全回答者の半数以下の46.2%となっており、逆に介護支援専門員側から提案したという回答も一定数あった。

注視すべき<設問3>の①～⑤の理由で計画に位置付けなかった割合

算定しなかった理由について、提起した理由で計画に位置付けなかったと回答した介護支援専門員は全回答者数のうち46.3%となっている。さらに、「事業所から算定の提案があり必要性を検討した」とする回答した介護支援専門員に限定すると52.7%を占める。

特に位置付けなかった理由の中で最も多いのが「利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから」が36.3%という状況である。

参考<設問3>で提起した計画に位置付けなかった理由

- ①利用者個々の自立支援に向けた計画が作成されていないから
- ②入浴の自立支援に向けた計画は作成されているが個別性が担保されていないから
- ③利用者や家族への加算算定の説明が十分になされていないから
- ④利用者の状態に関わらず全利用者一律に算定しようとしたから
- ⑤利用者やその家族が算定に同意していないから

入浴介助加算（Ⅱ）の適切な算定を

入浴介助加算（Ⅱ）は介護給付費分科会の審議報告にも「通所介護等における入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。」「利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。」と記載されて創設された加算である。

特に利用者への自立支援の促進と個別の計画は当該加算の重要な要素と当協会では考えている。

今回の調査では「利用者や家族への加算算定の不十分な説明」「一律の計画作成」「個別性を担保できない計画作成」など、これらの結果から考察するに、利用者介護支援専門員の理解不足により算定ができていないという意見とは相反する状況も浮き彫りとなった。

今後は、算定できない状況をひとつのサービスや職種にその責任を求め
るのではなく、介護支援専門員や通所事業所、保険者が連携して適切な
加算算定により、利用者本位のもと、利用者の個々の課題に応じた適切
なサービスを提供できる環境作りを求めていきます。